

第 112 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）の一部
を次のように改正する。

第 16 条の 4 第 1 項中「（次条において）」を「（以下）」に改める。

第 16 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第16条の 6 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）第 18 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 職員の育児休業等に関する条例第 18 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の規則で定める事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の措置について必要な事項を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 114 号議案

大田区附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大田区附属機関の設置等に関する条例（令和 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

選挙管理委員会	大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会	令和 7 年 7 月 20 日執行第 27 回参議院議員通常選挙における不適正な選挙事務執行の事実関係及び原因並びに再発防止のための対策に係る事項の調査審議に関すること。	5 人以内	委嘱又は任命の日から答申が完了する日まで
---------	---------------------	---	-------	----------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会を設置するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 115 号議案

大田区立池上会館条例の施設の一部の供用停止に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立池上会館条例の施設の一部の供用停止に関する条例

大田区立池上会館条例（平成 5 年条例第 7 号）に規定する施設のうち、次の各号に掲げる施設は、それぞれ当該各号に定める期間、その供用を停止する。

- （１） 松の間、竹の間、紅梅の間、白梅の間、多目的ホール及び和室 令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで
- （２） 集会室 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （１） 松の間、竹の間、紅梅の間、白梅の間、多目的ホール及び和室の供用の停止期間に係る規定 令和 7 年 11 月 1 日
- （２） 集会室の供用の停止期間に係る規定 令和 8 年 1 月 1 日

（提案理由）

大田区立池上会館の大規模な改修を行うに当たり、当該改修の期間、当該施設の一部の供用を停止するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 116 号議案

大田区こども未来会議条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区こども未来会議条例

(設置)

第 1 条 こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定するこども施策を総合的に推進するため、区長の附属機関として大田区こども未来会議（以下「こども未来会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 こども未来会議は、次に掲げる事項を調査審議し、区長に答申又は提言をする。

(1) こども基本法第 10 条第 2 項に基づく計画の策定及び変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 こども未来会議は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項に規定する事務を処理するための機関としての役割を兼ねるものとする。

(組織)

第 3 条 こども未来会議は、区長が委嘱する委員 25 名以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 こども未来会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定め

る。

2 会長は、こども未来会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 こども未来会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者からこども未来会議の招集の請求があったときは、こども未来会議を招集しなければならない。

(会議)

第7条 こども未来会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 こども未来会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 こども未来会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、こども未来会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

(臨時委員)

第10条 区長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、第3条に規定する委員のほかに、こども未来会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議の内容を勘案し、適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

- 3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査審議が終了した日までとする。

(部会)

第11条 こども未来会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 第6条から第9条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「こども未来会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大田区子ども・子育て会議条例の廃止)

- 2 大田区子ども・子育て会議条例（平成25年条例第43号）は、廃止する。

(提案理由)

こども基本法に規定するこども施策を総合的に推進するに当たり、必要な事項を調査審議し、答申又は提言をする区長の付属機関を設置するため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 117 号議案

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 12 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 20 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 21 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 22 条—第 25 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 26 条・第 27 条）

第 3 章 雑則（第 28 条・第 29 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第 3 条 最低基準は、区長の監督に属する乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行

う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 区は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知

しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、

当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措

置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（１） 乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

（２） 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

（３） 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

（４） 満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

（５） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上であること。

（６） 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

（７） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

ウ 別表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至るまでの歩行距離が３０メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）

を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下回ることはできない。

3 第1項の規定により配置する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳児又は幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者（次条において「一般型乳児等通園支援事業者」という。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状

況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と緊密な連絡を行い、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）に定める保育所の設備及び職員の基準
- (2) 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準
- (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第38号）に定める家庭的保育事業等を行う事業所の設備及び職員の基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第22条関係）

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾

		斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。